

1 三重県手話言語に関する条例検討会

(1) 設置目的

三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため

(2) 定 数 一人以内

(3) 構成議員 議長が指名する者

(4) 設置期間 当該調査及び検討の終了まで